

中央環境審議会自然環境部会 自然公園等小委員会（第35回）

国立公園事業の決定・廃止・変更案件 に関する説明資料

釧路湿原国立公園 塘路・茅沼地域自然再生施設

変更

区域面積：955ha→1,425ha

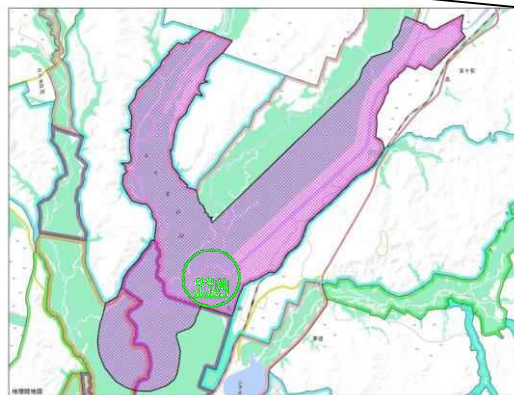
執行者：国土交通省

第2種特別地域（国有地（国交省所管地））

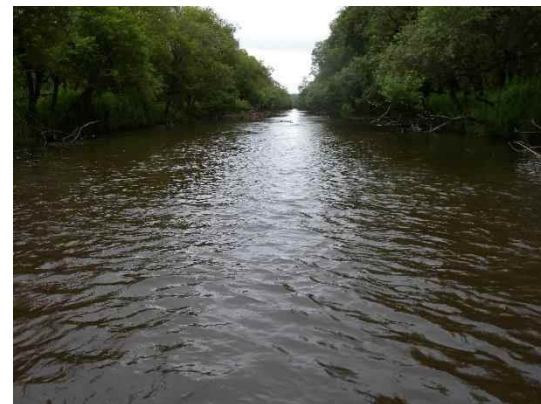
●位置図



●計画図



現行河川（埋戻し）

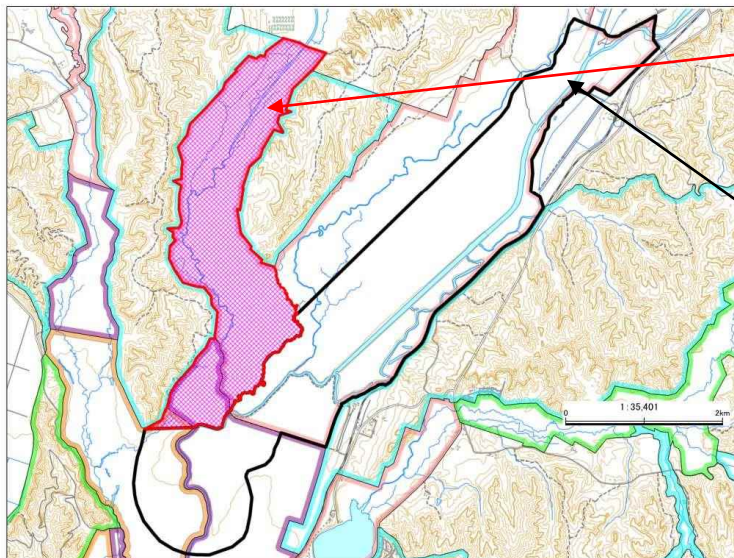


旧河川（復元）



- 当該地域は河川が釧路湿原に流入する地点にあたり、河畔はヤナギ類を主体とする河畔林、その後背地は主にハンノキ林である。タンチョウやイトウ等の希少種をはじめ、多くの野生生物の生息地となっている。

- 変更（追加区域）
- 変更前（現行区域）



【ヌマオロ川】

- ・河川の付け替えによる旧河川への河道切り替え
- ・直線化河川の埋め戻し

【釧路川（茅沼地区）】

- ・再生事業実施済み（2007～2011年）

事業規模

区域面積：955ha→1,425ha

- 自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生事業」として国土交通省北海道開発局釧路開発建設部が実施するもの。平成29年10月に「ヌマオロ地区旧川復元実施計画」が策定されている。
- 人為的に直線化した河道を旧河川に付け替えて再蛇行化し、氾濫原を再生することにより、釧路湿原中心部への土砂流出の軽減及び湿原本来の景観・生態系の復元を図る。

自然環境への影響

- 実施計画の策定及び事業の実施については、釧路湿原自然再生協議会において検討が行われる。
- 河川の蛇行復元により湿原中心部への土砂流出が軽減されハンノキ林の増加等が抑制されるとともに、魚類等の生息環境や湿原景観が復元されるなど、釧路湿原の保全上有益な効果が期待される。



あゆかわはま

鮎川浜博物展示施設 鮎川浜園地

決定

区域面積：2.8ha 執行予定者：環境省・石巻市

決定

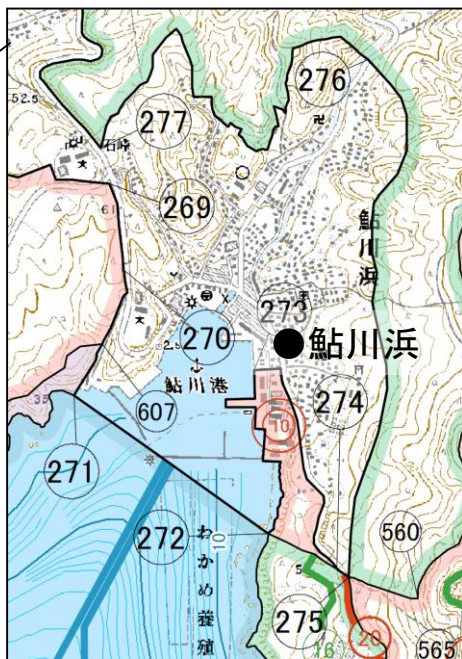
区域面積：4.2ha 執行予定者：環境省・石巻市

第2種特別地域（公有地（石巻市））

●位置図



●公園計画図



- 宮城県石巻市鮎川浜は牡鹿半島最南端の集落に位置しており、県道220号線に面している。港からは金華山、網地島、田代島への離島航路が出ており、古来捕鯨の基地であった。
- 東日本大震災前は大きな集落地で、公園外におしかホエールランド等の立ち寄り施設が整備されていたが、津波によって集落が消失し、現在は海沿いで防潮堤工事がおこなわれており事業予定地そのものは更地である。

決定区域図

園地事業
決定区域: 4.2ha



博物展示施設
事業決定区域: 2.8ha



- 震災以前は牡鹿地域で最大の集落のあった鮎川浜地区の中心部において、漁業体験や自然再生体験など、牡鹿半島とその周辺におけるエコツーリズムや地域固有の文化を学ぶ拠点として整備を行うことで、当該地区における震災復興の核と資するよう、園地及び博物展示施設の整備を行う。

園地の整備（駐車場、東屋）：環境省

- 牡鹿半島とその周辺の公園区域における利用拠点として整備を進めるにあたり、車によるアクセスが多いと予想されることから、駐車場を確保する。



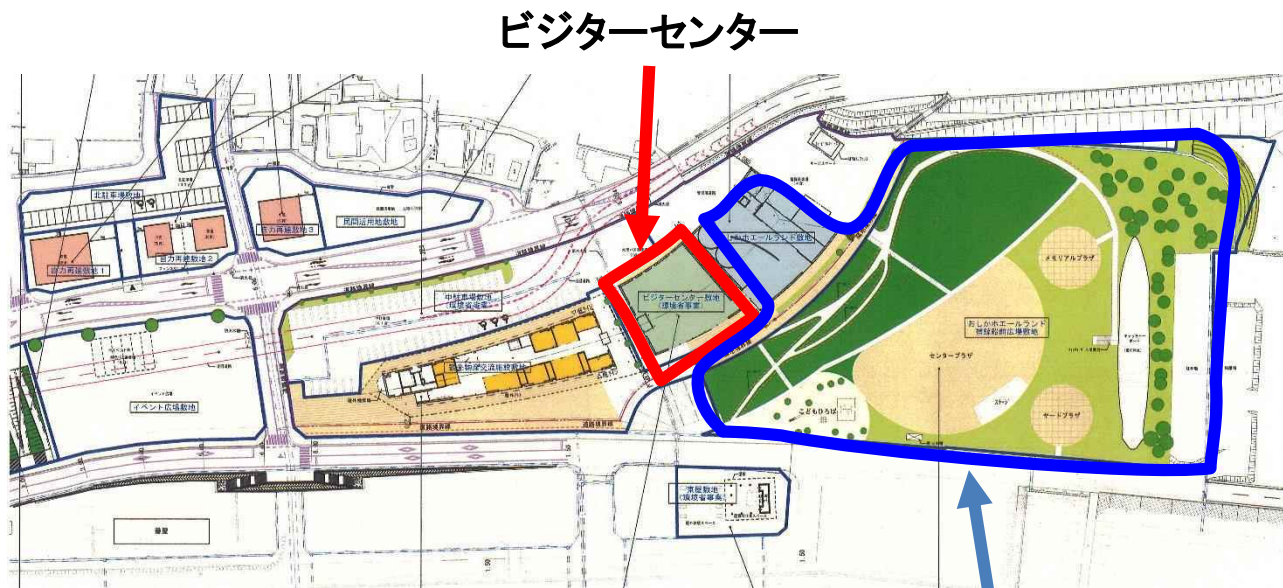
園地の整備（休憩所施設）：石巻市

- ドライブ利用を念頭にした飲食物提供や休憩スペースを提供する。

博物展示施設の整備（ビジターセンター）

執行予定者：環境省

- 牡鹿半島周辺の公園区域における利用案内を行う拠点として、ビジターセンターを整備する。



博物展示施設の整備（おしかホエールランド）

執行予定者：石巻市

- 当地の歴史的文化的基盤である捕鯨産業に係る展示・情報発信施設として震災前にあったおしかホエールランドを再建する。



自然環境への影響

- 施設予定場所は元々集落だったが、現在はすべて消失し、防潮堤工事に伴う更地である。このことから、工事による自然環境への影響はほとんどない。
- 建築物は風致景観上支障のない形状及び色彩とする。
- 汚水は浄化槽で処理した後に放流することとし、港湾内の水質に影響を与えないようにする。



三陸復興国立公園 祝浜自然再生施設

いわいのはま しぜんさいせいしせつ

決定

※公園計画の変更に伴う案件

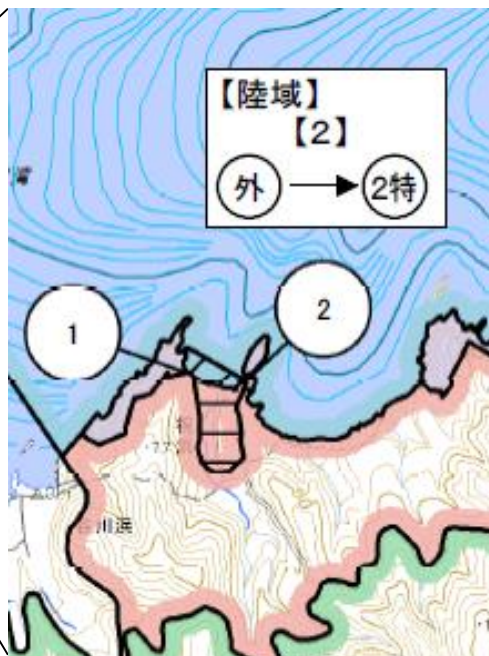
区域面積：4.5ha

執行者（予定者）：環境省

第2種特別地域（公有地（石巻市））

●位置図

●公園計画図



※H29秋審で計画決定



- 当該施設は、牡鹿半島南東部のリアス式海岸地形の入り江に面しており、市道から500mほど入ったところにある小規模な谷地形である。
- 東日本大震災の津波で集落が消失し、荒れ地が広がっている。

事業規模

祝浜自然再生施設決定区域図

区域面積：4.5ha



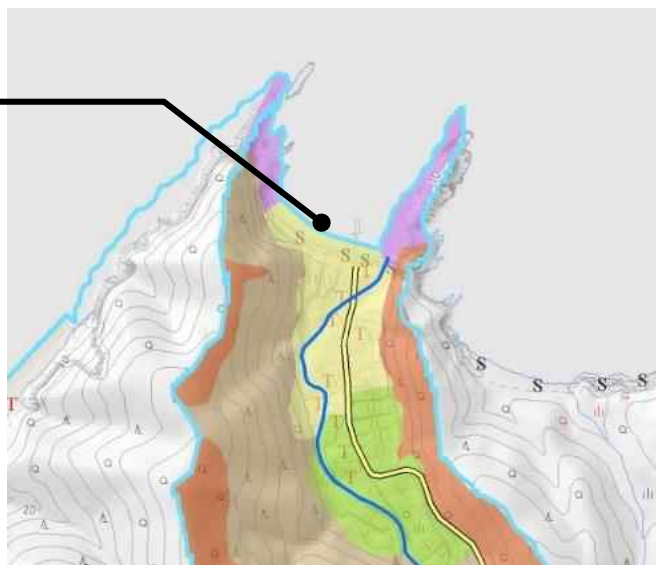
- 牡鹿半島沿岸部では、震災後、集落が高台移転事業により集約されることによって、人が住む見込みのない集落跡地が生まれている。
- このような場所は被災した建物等が撤去され、土地の利用計画が無い一方で、森・里・川・海が小規模に集約された景観となっており、これらのつながりを再生することにより、生物多様性が豊かな自然環境が再生・創出されることが見込まれる。
- 当地を流れる小規模河川はかつては伏流せず海までつながっていたが、現在は上部の分水嶺より流下し、海岸直前で伏流しており、震災による地盤沈下や津波堆積物による影響と考えられている。

自然再生施設（ビオトープ、魚道の設置等）

執行予定者：環境省

- 自然再生事業及び環境教育等を実施する場として、魚道の設置、水路の変更などにより、川と海のつながりを常時確保する。

- 低地部の細粒堆積地に水路をもうけ、海に至る表流水を確保する。
- 海と川を遮断している構造物脇（下写真）に回遊性の生き物が海と川を行き来できるような機能（簡易型魚道）を付加する。



<水田跡地>
外来種・アメリカオニアザミ
が繁茂している

自然環境への影響

水路設置工事中に濁水が発生する可能性があるため、自然堤防の内側に沈砂池を設けて流速緩和や沈殿を促し、発生を抑制する。

富士箱根伊豆国立公園 精進口しょうじぐち五合目ごごうめ園地えんち

決定

※公園計画の変更に伴う案件

区域面積 : 0.4ha
執行者（予定者） : 山梨県

特別保護地区（公有地（山梨県））

●位置図

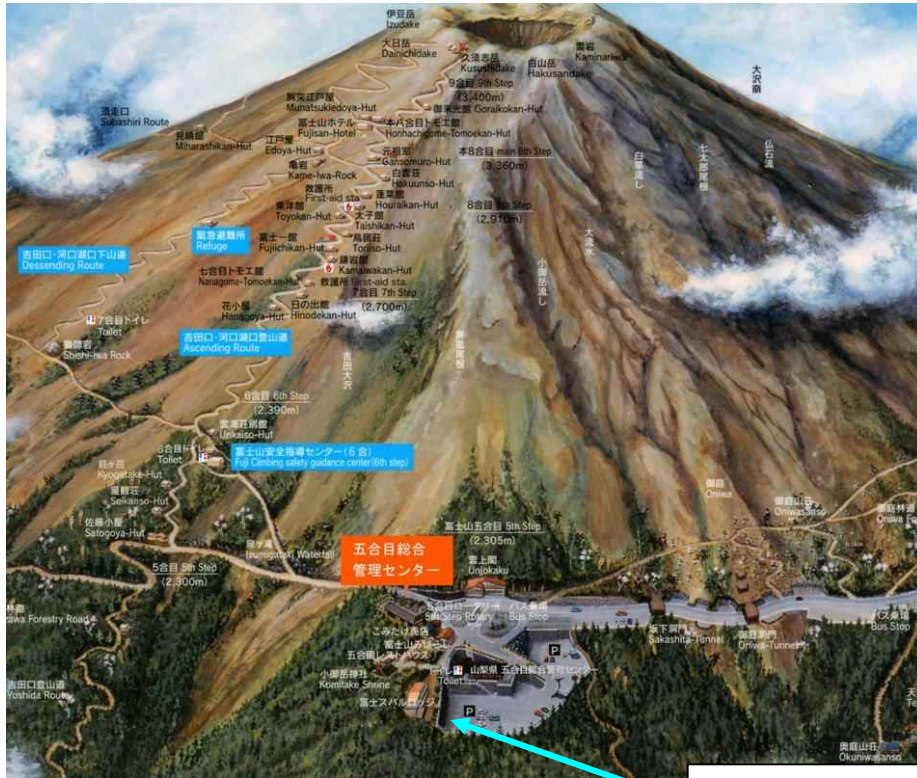


●公園計画図



五合目の利用状況

- 精進口登山線（歩道）及び富士登山（河口湖口）線（車道）（通称：富士スバルライン）の終点に位置し、駐車場や売店、宿舎、案内所などの利用施設が整備されているほか、小御岳神社などの歴史的遺産がある。
- 山梨県側から富士山頂を目指す登山者等、国内外から年間400万人以上訪れる。



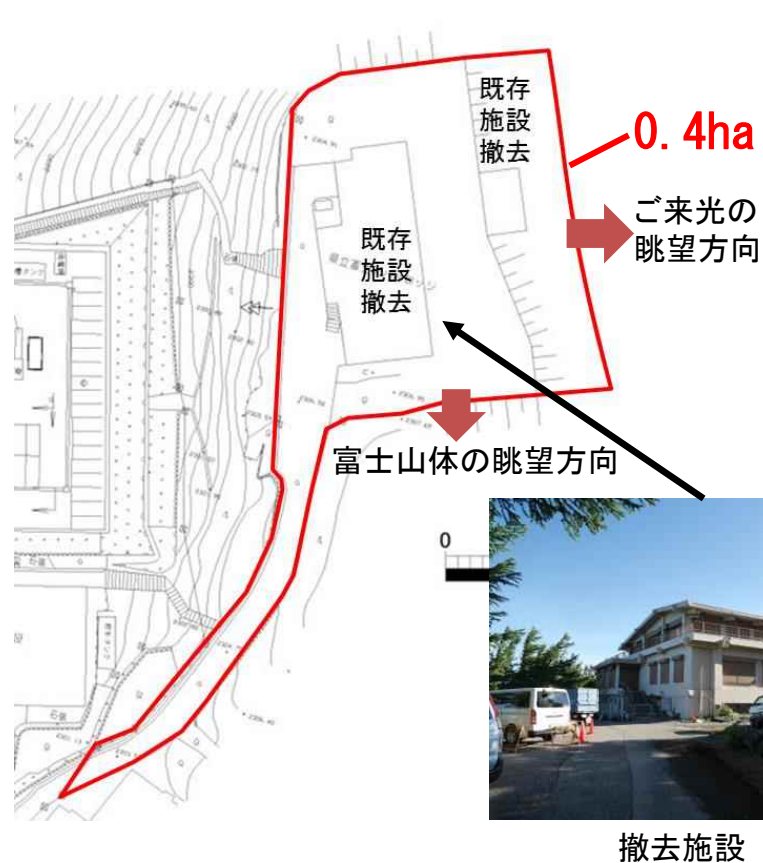
事業対象地



- 当該地には、山腹の限られた狭い範囲の平地に、宿舎や売店などの利用施設が集まっているが、麓から登下山する登山者が休憩したり、富士山の展望や周辺散策を楽しみたい観光客が滞留できる園地がない。
- 山梨県整備の老朽化した休憩所施設（通称：スバルロッジ）が、登山者の休憩や富士山の展望、周辺散策に好適な位置にあることから、同施設を撤去した跡地およそ0.4haに目的の園地を整備する。

展望広場の整備

執行者予定者：山梨県



整備イメージ図



- 山梨県整備の老朽化の著しい休憩所施設（通称：スバルロッジ）を撤去し、跡地を精進口五合目を訪れた登山者や観光客が休憩したり、富士山山体や御来光の展望を楽しめる、園路やベンチ、解説標識などを備えた広場として整備する。
- 既存施設を撤去した跡地への整備であるため、土地の形状変更等の造成工事は行われず、展望確保の支障木の伐採も必要最小限にとどめる。

富士箱根伊豆国立公園 さいこ ほくがん やえいじょう 西湖北岸野営場

決定

区域面積：7ha

最大宿泊者数：1,000人/日

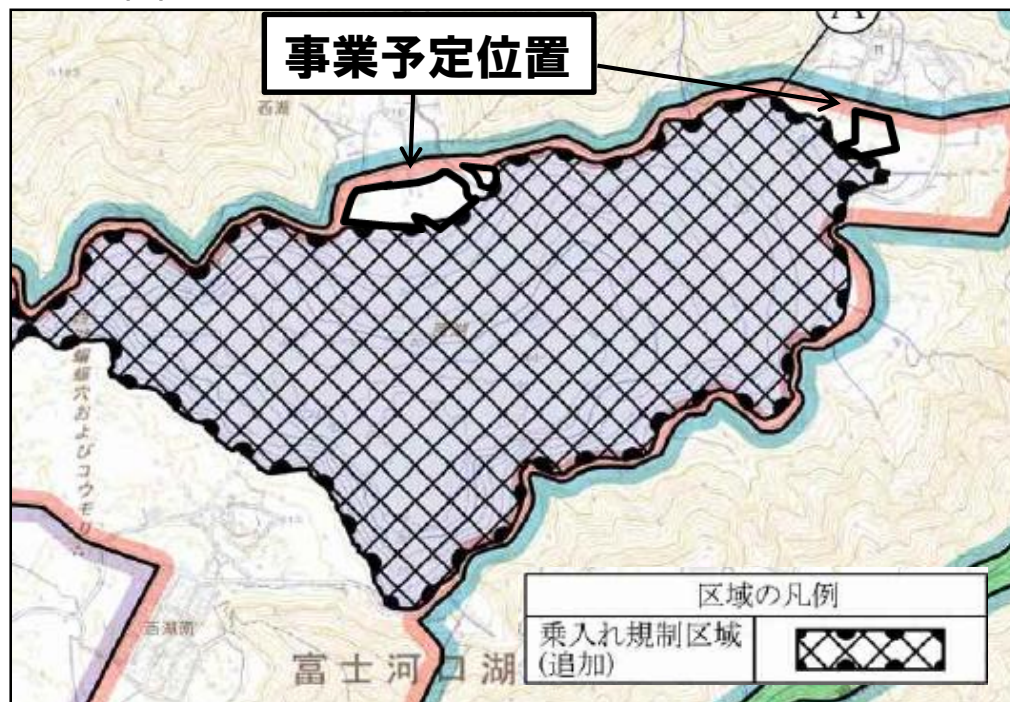
執行者（予定者）：民間

第2種特別地域（公有地（山梨県））

●位置図



●公園計画図



- 西湖では、地元漁協と観光協会により動力船が規制されており、静かな環境が保たれ、釣りやカヌー、湖畔でのキャンプの利用が多い。
- 本事業地には、民間による野営場が点在しており、年間およそ3万人のキャンプ利用がある。

西湖北岸野営場決定区域図

事業規模 区域面積：7ha



西湖越しに見る富士山



西湖河川敷のキャンプ状況

- 既存の民間施設の範囲について、事業決定を行うもの。
- 現状の施設の収容力にあわせた最大宿泊者数とする。

既存施設の把握

執行者：民間

- 新たな施設の整備はなく、河川敷でのキャンプ利用を、協議会で定めるルール（※）に則った自然環境に配慮したものとする。

※河川敷等利用の原則や施設等設置、新規参入や車両乗り入れ、野営行為等についてのルール



炊事棟(既存施設)



トイレ(既存施設)

自然環境への影響

- 現在、西湖北岸の河川敷の利用についてのルールがなく、一部利用者による占拠やたき火、ゴミの放置、ペットの放し飼いなどが見られる。
- 今般、富士河口湖町が公園事業として執行することを条件に民間業者へ土地を使用許可することで法的な位置づけが明確化される。
- 使用許可にあたり、民間事業者へは協議会で定めるルールの遵守を求めることから、自然環境と調和した適正な利用が期待できる。



富士箱根伊豆国立公園 精進湖北岸舟遊場

※公園計画の変更に伴う案件

決定

区域面積：0.3ha

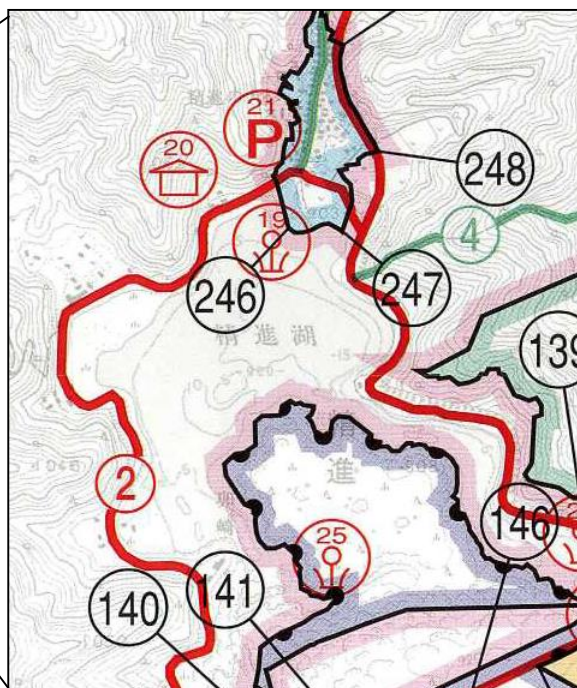
執行者（予定者）：富士河口湖町

第2種特別地域（公有地（山梨県））

●位置図



●公園計画図



精進湖北岸からの富士山



精進湖でのカヌー利用

- 精進湖は富士山北麓に溶岩流によって形成され、山中湖、河口湖、西湖、本栖湖と併せて富士五湖と呼ばれている。富士五湖のうち最も面積が小さい。
- 湖越しに間近に見える富士山の風景や周囲を山に囲まれて風の影響を受けない静かな湖面といった特徴があり、写真撮影やカヌー、魚釣りなどの利用が多い。

精進湖北岸舟遊場決定区域図



事業規模 区域面積：0.3ha



精進湖北岸の浜



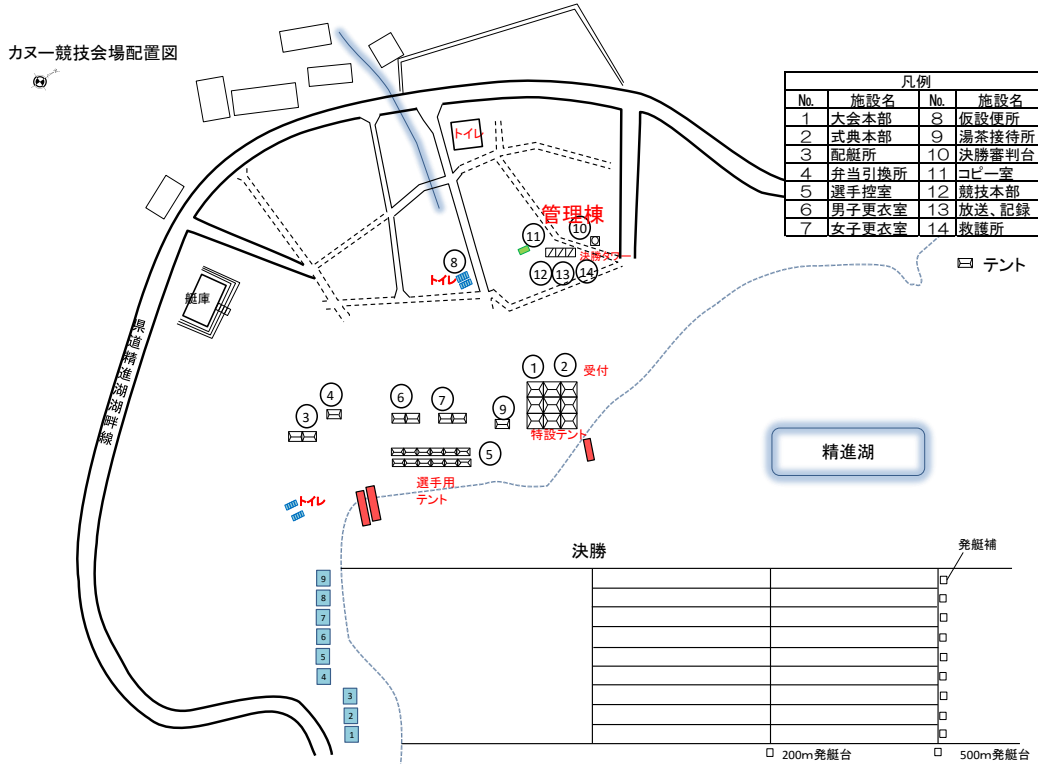
大会開催時の様子

- 精進湖は山に囲まれて風の影響を受けにくく、特に北岸は公園事業で宿舎（民間）や駐車場（山梨県）が整備されており、浜へのアクセスが容易であることから、毎年、カヌー競技の全国大会や地区大会が開催されている。
- カヌー大会は精進湖北岸における重要な公園利用のひとつであることから、今回公園事業施設として位置づけるもの。

既存施設の把握及び管理棟の新設

執行者：富士河口湖町

- 既に富士河口湖町により、湖岸にカヌー用の艇庫が整備されている。
- 今回、管理棟を常設の施設として新たに整備する



艇庫(既設)

自然環境への影響

整備を行う浜に植生はなく、規模や意匠、配置場所は風致に配慮して計画する。